

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1932号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（規則第6-1093号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第24条の3第3項及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項の人事委員会規則で定める勤務は、<u>一般職員給与条例第24条の3第1項又は市町村立学校職員給与条例第25条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>管理職手当に関する規則（規則第6-118号）別表第1に掲げる職（委員会が承認する職を含む。以下同じ。）を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 1種 1万2,000円</p> <p>イ 2種及び3種 1万円</p> <p>ウ 4種及び5種 8,000円</p> <p>エ 6種 6,000円</p> <p>オ 7種 4,000円</p> <p>(2) <u>管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 1種 1万1,000円</p> <p>イ 2種及び3種 9,000円</p> <p>ウ 4種及び5種 7,000円</p> <p>エ 6種 5,000円</p> <p>オ 7種 3,000円</p> <p>(3) <u>任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第19条（育児休業条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料</p>

月額 1万2,000円

イ 5号給 1万円

ウ 2号給から4号給まで 8,000円

エ 1号給 6,000円

(4) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項(育児休業条例第18条(育児休業条例第23条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額 1万2,000円

イ 4号給及び5号給 1万円

ウ 2号給及び3号給 8,000円

エ 1号給 6,000円

2 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

**第3条** 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当に関する規則(規則第6—118号)別表第1に掲げる職(委員会が承認する職を含む。以下同じ。)を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 1万2,000円

イ 2種及び3種 1万円

ウ 4種及び5種 8,000円

エ 6種 6,000円

オ 7種 4,000円

(2) 管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。) 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 1万1,000円

イ 2種及び3種 9,000円

ウ 4種及び5種 7,000円

エ 6種 5,000円

オ 7種 3,000円

(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任

**第3条** 一般職員給与条例第24条の3第3項第2号及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種及び3種 5,000円

ウ 4種及び5種 4,000円

エ 6種 3,000円

オ 7種 2,000円

(2) 管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 2種及び3種 4,500円

ウ 4種及び5種 3,500円

エ 6種 2,500円

オ 7種 1,500円

期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第19条（育児休業条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1万2,000円

イ 5号給 1万円

ウ 2号給から4号給まで 8,000円

エ 1号給 6,000円

(4) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項（育児休業条例第18条（育児休業条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 1万2,000円

イ 4号給及び5号給 1万円

ウ 2号給及び3号給 8,000円

エ 1号給 6,000円

2 一般職員給与条例第24条の3第3項第2号及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種及び3種 5,000円

ウ 4種及び5種 4,000円

エ 6種 3,000円

オ 7種 2,000円

(2) 管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

2 一般職員給与条例第24条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員又は市町村立学校職員給与条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る一般職員給与条例第24条の3第2項又は市町村立学校職員給与条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

- ア 1種 5,500円
- イ 2種及び3種 4,500円
- ウ 4種及び5種 3,500円
- エ 6種 2,500円
- オ 7種 1,500円

(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円
- イ 5号給 5,000円
- ウ 2号給から4号給まで 4,000円
- エ 1号給 3,000円

(4) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円
- イ 4号給及び5号給 5,000円
- ウ 2号給及び3号給 4,000円
- エ 1号給 3,000円

**第4条** 次に掲げる場合には、一般職員給与条例第24条の3第2項又は市町村立学校職員給与条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした一般職員給与条例第24条の3第2項の勤務は同条第1項の勤務と、市町村立学校職員給与条例第25条第2項の勤務は同条第1項の勤務と、それぞれみなす。

(1) 一般職員給与条例第24条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合又は市町村立学校職員給与条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 一般職員給与条例第24条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合又は市町村立学校職員給与条例第25条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

(管理職員特別勤務手当整理簿)

**第5条** (略)

(雑則)

**第6条** (略)

(管理職員特別勤務手当整理簿)

**第4条** (略)

(雑則)

**第5条** (略)

附 則

(施行期日)

- 1 (略)  
(一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)
- 2 一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び同条第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則 (令和5年人委規則第6—1894号)

(施行期日)

- 1 (略)  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第3条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 (略)  
(一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)
- 2 一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則 (令和5年人委規則第6—1894号)

(施行期日)

- 1 (略)  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。